

JIS

船用白金測温抵抗体

JIS F 9703:1998

(2003 確認)

平成10年4月20日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS F 9703 : 1989は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 57.2.1 改正：平成 10.4.20

官 報 公 示：10.5.6

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 齋藤 隆一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（☎100-0013 東京都千代田区霞が関 2丁目1-3）又は工業技術院標準部材料機械規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

船用白金測温抵抗体

F 9703 : 1998

Marine resistance bulbs

1. 適用範囲 この規格は、船の主機、補機、冷凍倉、配管、液化ガス運搬船のタンクなどに装着して温度測定に使用する白金測温抵抗体(以下、測温抵抗体という。)及び信号変換器を内蔵した測温抵抗体(以下、変換器内蔵形測温抵抗体という。)について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

- JIS B 0205 メートル並目ねじ
- JIS B 2238 鋼製管フランジ通則
- JIS C 0020 環境試験方法—電気・電子—低温(耐寒性)試験方法
- JIS C 1302 絶縁抵抗計
- JIS C 1303 高絶縁抵抗計
- JIS C 1604 測温抵抗体
- JIS F 0807 船用自動化機器環境検査通則
- JIS F 8007 船用電気器具の外被の保護形式及び検査通則
- JIS F 8801 船用電線貫通金物—箱用
- JIS F 8813 船用圧着端子用端子盤
- JIS Z 8703 試験場所の標準状態
- JIS Z 8704 温度測定方法—電気的方法
- JIS Z 8710 温度測定方法通則
- JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

3.1 測温抵抗体

- a) 白金測温抵抗体 白金を使用した抵抗素子、内部導線、保護管、端子などからなる測温体。
- b) 抵抗素子 裸又は被覆された抵抗素線とその保持構造体で構成する測温素子。
- c) 内部導線 抵抗素子と測温抵抗体の端子とを接続する導線。
- d) 保護管 抵抗素子及び内部導線が被測温物などに直接接触しないよう保護するために用いる管。
- e) 端子 測温抵抗体の抵抗素子の温度による抵抗変化を導き出すために付けた金具又は内部導線の端部。
- f) 規定電流 抵抗値測定のために抵抗素子に連続して流す電流値。
- g) シース測温抵抗体 測温抵抗体で柔軟性をもち保護管と内部導線及び抵抗素子の間に絶縁物を充てんし、一体となった構造に加工された白金測温体。
- h) 絶縁物 内部導線の相互間及び保護管との短絡を防ぐための絶縁物。
- i) 検出部 測温抵抗体のうち、測定対象と同じ温度になるべき部分。抵抗素子及びその近傍にある保護管の一部を含む。
- j) 規準抵抗値 測定温度に対応する、仮想の抵抗素子(規準抵抗素子)の定められた抵抗値。